

コレワーク利用の流れについて

ハローワークでの事業者登録でどなたでもご利用できます

1. まずはお電話、メールにてご連絡ください！

サービスの内容と今後の手続きの説明をさせていただき、企業情報や連絡手段を確認したのち、相談カードを送付させていただきます。

(例) ○○県に帰住し、建設業の経験があり、小型建機の免許を持っている方を探している



相談カード	
会社名	(〇〇)
相談者名	(●●●●)
電話番号	(00-000-0000)
住所	(○〇県△△市)
希望職種	(建設業)
必要な資格	(小型建機)
就業場所	(事務所)
面接可能範囲	(A市内)

2. 相談カードに記入し、返送してください。

送付された相談カードに企業情報と雇用を希望する者の条件等を記入し、FAX・郵送・メールなどでご返信をお願いします。

3. 担当者から検索条件についてお伺いします。

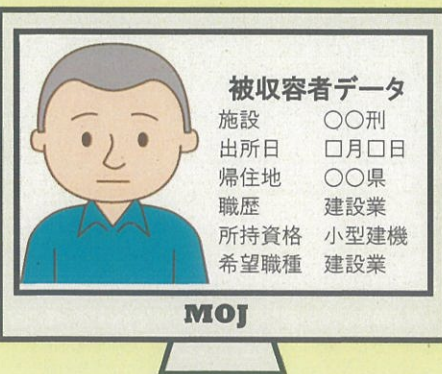
受け取った相談カードに基づき、詳細を確認させていただきます。

4. 雇用条件に合う方を検索します。

全国の刑務所・少年院にいる方を対象に、雇用条件に合う方を検索します。

5. 検索結果についてご連絡します。

検索の結果、雇用条件に合う方が収容されている矯正施設を御紹介します。



被收容者データ

施設 ○○刑
出所日 □月□日
帰住地 ○○県
職歴 建設業
所持資格 小型建機
希望職種 建設業

6. 受刑者等専用求人登録してください。

事業所登録を行ったハローワークにて、検索結果で指定された矯正施設を指定して受刑者等専用求人登録してください。

※受刑者等専用求人…矯正施設のみに公開され、一般には非公開の求人。公開先の矯正施設を直接指定することができる。

7. 矯正施設で採用面接を行ってください。

求人に対し、応募する方がいましたら、矯正施設所管のハローワークからご連絡します。応募者が収容されている矯正施設の担当者と採用面接に係る日程調整を行ってください。

8. 採用の可否についてご検討ください。

応募者の適正を判断いただき、採否についてハローワークに連絡してください。



その他、
個別相談会、
雇用セミナー、
施設見学会
を開催していきます。



※ 2回目以降の求人や、応募が無い場合の再検索は、お電話一本でご対応いたします！

お気軽にご相談ください！

福岡矯正管区 矯正就労支援情報センター
法務省 コレワーク九州

〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 法務省 福岡矯正管区1階

【受付時間】 平日10:00 - 17:00

フリーダイヤル つなぐ コレワーク

TEL 0120-29-5089

FAX 092-661-1153

Email corre-kyusyu@i.moj.go.jp